

## 学長選考会議

○: 議長・委員長等(その委員会等の長)、□: 副部門長、副本部長等

	所 属	職 名	氏 名	任 期 (始)	任 期 (終)	備考
	滋賀県医師会	会長	猪 飼 剛	H28.4.1	H30.3.31	1号
○	国立大学滋賀大学	学長	位 田 隆 一	H28.4.1	H30.3.31	1号
	元滋賀県薬剤師会長		川 端 和 子	H28.4.1	H30.3.31	1号
	元オムロン株式会社副社長		平 井 紀 夫	H28.4.1	H30.3.31	1号
	公立甲賀病院 湖医会	副院長 会長	渡 邊 一 良	H28.4.1	H30.3.31	1号
	放射線医学講座	(医学科長) 教授	村 田 喜代史	H28.4.1	H30.3.31	2号
	臨床看護学講座	(看護学科長) 教授	桑 田 弘 美	H28.4.1	H30.3.31	2号
	生理学講座	教授	松 浦 博	H28.4.1	H30.3.31	2号
	皮膚科学講座	教授	田 中 俊 宏	H28.4.1	H30.3.31	2号
	脳神経外科学講座	教授	野 崎 和 彦	H28.4.1	H30.3.31	2号

第3条 学長選考会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 国立大学法人滋賀医科大学経営協議会規程第3条第1項第4号に規定する委員のうち、経営協議会において選出された者 若干名

(2) 国立大学法人滋賀医科大学教育研究評議会規程第3条第1項第4号から第6号までに規定する評議員のうち、教育研究評議会において選出された者 若干名

2 前項各号の委員の数は同数でなければならない。

3 第1項に掲げる委員は、学長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。